

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 8月16日
【会社名】	日本商業開発株式会社
【英訳名】	Nippon Commercial Development Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 哲也
【本店の所在の場所】	大阪府中央区今橋四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	06 ( 4706 ) 7501 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役財務・経理本部長 入江 賢治
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区今橋四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	06 ( 4706 ) 7501 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役財務・経理本部長 入江 賢治
【縦覧に供する場所】	日本商業開発株式会社東京支店 ( 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) 株式会社名古屋証券取引所 ( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1【提出理由】

当社は、平成28年8月16日開催の取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日（予定）として、当社の100%出資連結子会社かつ特定子会社である株式会社Jを吸収合併することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社J  
 住所：大阪市中央区今橋四丁目1番1号  
 代表者の氏名：代表取締役社長 原田 博至  
 資本金：110百万円  
 事業の内容：商業施設等の開発、投資、売買

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：400個

異動後： - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.00%

異動後： - %

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社が、当社の特定子会社である株式会社Jを吸収合併することにより、消滅するためであります。

異動の年月日：平成28年10月1日（予定）

### 2．吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

#### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社J
本店の所在地	大阪市中央区今橋四丁目1番1号
代表者の氏名	原田 博至
資本金の額	110百万円
純資産の額	109百万円（平成28年3月31日現在）
総資産の額	3,622百万円（平成28年3月31日現在）
事業の内容	商業施設等の開発、投資、売買

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高（百万円）	2,430	2,744	11,790
営業利益（百万円）	457	801	6,026
経常利益（百万円）	250	618	6,003
当期純利益（百万円）	152	396	3,889

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

- ・日本商業開発株式会社 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社Jの発行済株式総数の100%を保有しております。
人的関係	当社の取締役が株式会社Jの代表者を兼任しております。
取引関係	当社との間で金銭消費貸借契約、事務委託契約等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社Jは、当社グループの新規プロジェクトでありました渋谷区神宮前5丁目プロジェクトを運営する会社として平成25年6月19日に当社が100%出資して設立いたしました。平成27年6月12日に当該プロジェクトに係る土地を売却した結果、当該プロジェクトが完結し設立目的を達成したため、当社が吸収合併し解散することにいたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社Jは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社Jの発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の内容については、「(6) 合併契約書」のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本商業開発株式会社
本店の所在地	大阪市中央区今橋四丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 松岡 哲也
資本金の額	2,619百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	商業施設等の開発、投資、売買

(6) 合併契約書

合併契約書

日本商業開発株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社J（以下、「乙」という。）とは、両社の合併に関して以下のとおり契約する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下、「本合併」という。）、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店住所は、以下のとおりである。

[ 吸収合併存続会社 ]

商号：日本商業開発株式会社

住所：大阪市中央区今橋四丁目1番1号

[ 吸収合併消滅会社 ]

商号：株式会社J

住所：大阪市中央区今橋四丁目1番1号

（増加すべき存続会社の資本金等）

第2条 甲が本合併により増加すべき資本金および資本準備金の額は次のとおりとし、その他の事項については会社計算規則に従い甲が定める。ただし、効力発生日前日における乙の資産および負債の状態により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

資本金 0円

資本準備金 0円

その他資本剰余金 0円

利益準備金 0円

その他利益剰余金 本合併の直前の乙の利益準備金の額およびその他利益剰余金の額の合計額

（効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日は、平成28年10月1日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（合併比率等）

第4条 乙は、甲の完全子会社であるから、甲は、本合併に際して、甲の株式その他の金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

（合併承認総会）

第5条 本合併は、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、平成28年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とした一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、本契約締結日以降、効力発生日前日に至る間に生じたその資産、負債および権利義務の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に対して明示する。

（会社財産の管理業務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、財産の管理を行う。

（役員を選任等）

第8条 甲は、本合併に際し、新たに取締役および監査役を選任しない。

( 役員の退職慰労金 )

第9条 甲および乙は、本合併に際し、退任する乙の各取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

( 従業員 )

第10条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲および乙が協議して決定する。

( 合併条件の変更、合併契約の解除 )

第11条 本契約の締結日の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

( 本合併および解散費用 )

第12条 乙の本合併および解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

( 規定外事項 )

第13条 本契約に規定するものの他、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約を証するため、本書1通を作成し、甲乙が記名捺印の上、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

平成28年8月16日

( 甲 ) 大阪市中央区今橋四丁目1番1号  
日本商業開発株式会社  
代表取締役 松岡 哲也 印

( 乙 ) 大阪市中央区今橋四丁目1番1号  
株式会社J  
代表取締役 原田 博至 印